

岩手県監査委員告示第6号

随時監査結果の公表（平成20年岩手県監査委員告示第37号）により公表した随時監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 菊池 武利  
岩手県監査委員 谷地 信子

- 1 監査対象機関名 総合政策部政策推進課、地域振興部地域企画室、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、総務部総務室及び盛岡地方振興局保健福祉環境部
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成20年11月19日から同月25日まで
  - (2) 本監査実施日 平成20年11月26日
- 3 監査結果の公表の日 平成20年12月12日
- 4 監査意見及び措置内容

監査意見	措置内容
<p>旅費の支出において、国庫補助の対象とは認めがたい経費を国庫補助対象としていたものや、需用費において、「預け金」や「差替え」等の不適当な支出が行われていたことは遺憾であり、今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等の遵守はもとより内部管理体制の強化を徹底し、再びこのような事態が生じないよう強く望むものである。</p> <p>なお、国庫補助対象性について、疑義があるものについては、関係省庁と速やかに調整を行われたい。</p>	<p>旅費の支出について、農林水産部及び県土整備部においては、国庫補助事業の対象性の可否について関係省庁と協議し、使途基準を明確化するなどの制度改革を要望するとともに、会議や研修会で国庫補助事業事務費の使途基準を示し、事業の適切な執行を徹底した。</p> <p>需用費については、「不適切な事務処理に関する全庁調査」で判明した「預け金」のうち業者に残っていた12,536円について平成20年12月26日に業者から返納を受けるとともに、不適切な事務処理により取得した備品については、平成21年2月26日までに備品登録を行った。</p> <p>また、国庫補助金等の返還については、保健福祉部、農林水産部及び県土整備部において、完了実績報告書の修正や返還額などについて関係省庁と協議を行い、請求のあった返還額121,947,144円及び加算金50,351,010円を平成21年5月28日までに返還した。</p> <p>再発防止策については、「不適切な事務処理に関する全庁調査」で取りまとめた事項を次のとおり実施し、事務処理の適正化に取り組んでいる。</p> <p>(1) 物品調達システムの見直しについては、相互けん制機能の強化のため契約担当者とは別の職員を物品検収員に任命し、発注と検収を分離するよう会計規則運用通知を平成20年11月7日に改正したほか、納品書及び請求書の日付の記載を徹底し、納品書は原則徴し5年間保管するよう、会計規則（平成4年岩手県規則第</p>

21号)を平成21年3月31日に改正した。

また、平成21年6月から物品購入情報を県のホームページで公表するなど、支出の透明性を高めた。

- (2) 内部統制の強化については、会計事務自己点検実施要領を定め、年4回定期的に所属長自らによる点検を実施することとしたほか、出納局による抜き打ちでの現場確認を実施することとした。

また、公益通報制度について改めて周知を図り、内部からのチェック機能が働くようにけん制体制を強化した。

- (3) 再発防止のための業者への協力要請については、県のホームページに公益通報制度を掲載し外部への周知を行ったほか、納品書及び請求書への日付の記載を徹底するよう、業者に対しても再発防止のための協力を要請した。

- (4) 予算執行システムの見直しについては、節減加算の運用や需用費の翌年度配分について平成21年度当初予算に所要額を一括計上するなど予算執行システムの改善を行った。

- (5) 職員教育及び意識改革については、管理職に対する実務研修、出納局主催による会計職員等研修会を始め、全庁及び各部局単位で会議及び研修会等を開催し、会計法規の習得はもとより公金に対する責任の自覚と意識改革の徹底に努めた。

- (6) 国への制度改善要請については、農林水産部及び県土整備部において、農林水産省及び国土交通省に対し、国庫補助金の事務費に関する返還手続の簡素化、事務費の翌年度相殺、事務費の交付金化、国庫補助事業の早期内示の徹底、国庫補助事務費等の旅費及び賃金に関する基準の明確化などの制度改善を要請した。